

白井市総合事業訪問型サービス サービスコード表

令和8年6月1日改正

サービスコード		サービス内容	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割			39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービスⅡ		(2)週に2回程度		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ		(3)週に2回を超える程度		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービス	287	1回につき	
A2	2511	訪問型サービスⅤ		(2)生活援助中心の訪問型サービス	所要時間20分以上45分未満		179
A2	2621	訪問型サービスⅥ			所要時間45分以上		220
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護中心の訪問型サービス			163
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			(2)週に2回程度		-23
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)週に2回を超える程度		-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割				-1	1日につき
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービス	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ		(2)生活援助中心の訪問型サービス	所要時間20分以上45分未満		-2
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅵ			所要時間45分以上		-2
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護中心の訪問型サービス			-2
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ			(2)週に2回程度		-23
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割				-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ		(3)週に2回を超える程度		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割				-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅳ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービス	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅴ		(2)生活援助中心の訪問型サービス	所要時間20分以上45分未満		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅵ			所要時間45分以上		-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護中心の訪問型サービス			-2
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算			1月につき		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			1回につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算			1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			1回につき		

白井市総合事業訪問型サービス サービスコード表

令和8年6月1日改正

サービスコード		サービス内容	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8110	訪問型サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス 中山間地域等加算日割				1日につき
A2	8112	訪問型サービス 中山間地域等加算回数				1回につき
A2	4001	訪問型サービス 初回加算	初回加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100	
A2	4002	訪問型サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(Ⅱ)	200	
A2	6102	訪問型サービス 口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅰ 1	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2	6184	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	